

青森県報

第二千七百十八号

平成十八年
十二月十五日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する
条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則………

(人事課) …… 一

告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定………

(税務課) …… 一

軽油引取税に係る特約業者の名称、代表者の氏名及び主たる
事務所又は事業所の所在地の変更………

(同) …… 一

結核予防法による医療機関の指定………

(保健衛生課) …… 二

道路の区域の変更………

(道路課) …… 二

道路の供用の開始………

(同) …… 三

急傾斜地崩壊危険区域の指定………

(河川砂防課) …… 三

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告………

(県民生活
文化課) …… 四

大規模小売店舗の変更の届出………

(経営支援課) …… 四

電子計算組織の購入に係る一般競争入札………

(教育
施設課) …… 五

規 則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条

例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十八年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九十九号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する
条例の施行期日を定める規則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条
例(平成十八年十月青森県条例第八十三号)の施行期日は、平成十八年十二月二十日
とする。

告 示

青森県告示第九百四号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第一項前段の規定
により、次の者につき十和田県税務所長が軽油引取税に係る特約業者の指定をした
ので、青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十四条
の二第一項前段の規定により告示する。

平成十八年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の 氏名	主たる事務所又は事業所 の所在地	指 定 年月日
有限会社平野興産	平野 篤	十和田市東三番町三の四一	平成 一六・一三・一

青森県告示第九百五号

次の軽油引取税に係る特約業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所又は事業所の所在地について次のとおり変更があったので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第一項前段の規定により告示する。

平成十八年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
油 有限会社黒石石油		株式会社みちのく石油株式会社		株式会社研才サナイ		株式会社研才サナイ		有限会社設備技研オサナイ		有限会社設備技研オサナイ		名 称
中村 幸正	中村 哲郎	山口 康三	岡 晴夫	小山内 隆		小野 大介	小野 彦之照	小野 彦之照	小野 彦之照	小野 彦之照		代表者の氏名
黒石市追子野木二丁目一三〇の五		弘前市大字津賀野字浅田六七〇の一		弘前市大字土堂字長瀬二五二の一						青森市大字造道字沢田一〇九の一 青森市岡造道二丁目一〇の六		主たる事務所又は事業所の所在地
一六・一〇・三		一六・九・二		一六・六・六		一六・四・二		一六・三・六		平成 一六・三・六		変更年月日

青森県告示第九百六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百二十二号）第二条の五第一項の規定により告示する。

平成十八年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
厚生薬局 みんゆう調剤薬局アルカ ディア店	黒石市大字黒石字建石三七の四 弘前市大字扇町二丁目一の六	平成一六・三・一 "

青森県告示第九百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年一月十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	下北郡東通村	白糠	赤平	一六
二	"	"	"	一七五
三	"	"	"	一八九
四	"	岡本	"	一三五の
五	"	"	"	一三六
六	"	"	"	一一の

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十八年十二月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あおぞら作業所
- 三 代表者の氏名
齋藤 徳雄
- 四 主たる事務所の所在地
黒石市大字内町六一の一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、住み慣れた地域の中で暮らしたいと願う障害者及びその家族に対し、自立に向けての創作的活動又は生産的活動及び生活支援に関する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
カブセンター柏店
つがる市柏上古川八重崎七四の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
紅屋商事株式会社
青森市新町二丁目五の八
代表取締役 秦勝重
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
紅屋商事株式会社
青森市新町二丁目五の八
代表取締役 秦勝重
- 四 変更しようとする事項

大規模小売店舗の名称及び所在地	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻及び開店時刻	閉店時刻 午後八時 開店時刻 午前八時	閉店時刻 午後九時 開店時刻 午前九時	平成一九・一九
小売店舗の施設の運営に関する事項	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午後八時三十分から午後十一時三十分まで	

- 五 届出年月日
平成十八年十二月四日
- 六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びつがる市役所

2 期間

平成十八年十二月十五日から平成十九年四月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年四月十五日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

~~~~~  
電子計算組織の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、物品に要求する性能等は、それぞれの入札説明書による。

1 電子計算組織(八戸工業高等学校) 一式

2 電子計算組織(尾上総合高等学校) 一式

二 納入期限

平成十九年三月三十日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札方法

一の1及び2に掲げる物品(以下「購入物品」という。)ごとにそれぞれ入札に付する。

五 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号(物品等の競争入札参加資格)又は平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、物品の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 購入物品について、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁学校施設課財務グループ

電話 〇一七 七三四 九八七三

2 入札書の提出期限

平成十九年一月二十五日 午後五時十五分

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁 学校施設課入札室

(一) 日時

平成十九年一月三十一日

なお、時間は入札説明書による。

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条、第百三十三条及び第百五十九条の規定による。

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、十の3の規定により落札対象とする者を落札者とする。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

(一) 入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の受付期限までに青森県教育庁学校施設課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき、購入物品の製作仕様書等を作成し、これを入札書の受付期限までに青森県教育庁学校施設課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該製作仕様書等に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該製作仕様書等の内容の変更に応じなければならない。

3 落札対象

購入物品に要求する性能等が満たされしていると判断した2の(二)の製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

(1) Computer System (Hachinohe Technical High School)

(2) Computer System (Ono Integrated High School)

2 Delivery period:

30 March 2007

3 Delivery place:

2 High school in Aomori prefecture

4 Time limit for tender:

5:15 p.m. 25 January 2007

5 Contact point for the notice:

School Facility Management Division,

Aomori Prefectural Board of Education

2-3-1

Shimachi Aomori City, Aomori 030-8540

JAPAN

TEL: 017-734-9873

(発行者・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭